

学校いじめ防止基本方針

平成30年5月

大阪市立阿倍野中学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「知・徳・体のバランスのとれた『生きる力』のある子ども」の育成のために「大阪市立阿倍野中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

この方針は、子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対する大人の義務である、との自覚に立ち、子どもの人権を尊重することを目的とする。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①全教職員が、いじめはもちろん、周りで笑ったり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる。
- ②いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、生徒が気軽に相談できる校内体制をととのえる。
- ③保護者との連絡を密にして、学校と家庭が相互に子どもの状況を把握しておく関係づくりをする。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

（1）授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

①生活指導の充実による生徒の学習意欲を向上させる取組

「あいさつをする」「遅刻をしない」を基本とし、規律正しい態度で授業や行事に参加し活躍できるように工夫する。生活指導体制については教職員全員が共通理解をして取り組んでいく。

②個に応じた学習形態・学習方法の工夫と改善への取組

特に、国語・数学・英語の教科において、習熟度別少人数授業を実施することにより、基礎・基本の定着と発展的課題解決を図る。

③言語力や論理的思考能力の育成に向けての取組

各教科において、じっくり考えさせたり、話し合いをさせたりする時間をもち、自己表現能力を伸ばす効果的な授業方法を工夫する。

④教員の指導力の向上に向けての取組

全教員が研究授業を行う期間を設定し、相互参観と研究協議を重ねる。また、校内研修を設定し、全体の意識向上を図る。

(2) 自己有用感を高めるための具体策

①生徒一人ひとりが活躍することができる授業や行事の推進

②授業や行事などの教育活動のあらゆる場面で、教職員が生徒一人ひとりを観察し、声かけを行うことで、自分が認められているという実感をもたせる。

③生徒どうし、あるいは生徒と教職員が関わることを通じて、自らが人と関わることの喜びや大切さに気づかせる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①生徒の些細な変化に気づくために、生徒とともに過ごす機会を積極的に設定する。

②どんな些細な情報でも丁寧に対応し、学年や学校全体の教職員どうしで共有する。

③アンケート調査などに依存する前に、教職員が平素より生徒への対応の仕方や関わり方を見直し、よりよい関係づくりをすすめる。

④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により、問題を抱える生徒の環境への働きかけ、関係諸機関との連携や助言などの支援を依頼する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を

指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめと疑われる行為を発見したり、相談があった場合は、速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、「いじめ対策委員会」を開設し、情報を共有する。
- ②「いじめ対策委員会」において、事実確認を行う。いじめが認知されたときは、全教職員への周知を行うとともに、今後の指導方針や役割分担を指示する。
- ③被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、寄り添い支える体制を整える。必要に応じて、スクールカウンセラー等に協力を依頼する。
- ④加害生徒への指導において、いじめは人格を傷つけ、生命を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させるよう努める。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景となる要因にも目を向け、健全な人格の発達を促す。
- ⑤いじめ対策委員会は、必要とする関係諸機関と連携し、適切な対応や指示を仰ぐ。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

【組織名】いじめ対策委員会

【構成メンバー】管理職・生徒指導主事・生活指導部長・各学年主任・養護教諭・
(いじめ対応教員)

【役割】・「いじめ防止基本方針」(本方針)の策定
・いじめの未然防止
・いじめの対応
・教職員の資質能力向上のための校内研修
・年間計画の企画と運営
・年間計画の進捗状況の点検と改善
・各取組の有効性の検証
・「いじめ防止基本方針」の見直し

【年間計画】

- ・いじめ対策委員会 年4回(4月、7月、12月、3月)
- ・いじめアンケート調査 年3回(7月、12月、3月)
- ・教育相談活動 年2回(6月、9月)
- ・人権教育実践研修会の実施 *人権教育推進委員会との連携
- ・研究授業週間 年2回(7月、11月)
- ・いじめについて考える日(5月ゴールデンウイーク明け第1月曜日)

（2）保護者、地域との連携について

①保護者、地域への情報発信と意識の啓蒙

学校だより等・PTA広報・学校HP・PTA実行委員会・保護者集会

②学校関係者による協力体制

学校協議会・学校元気アップ地域本部事業・阿倍中会など

（3）取組内容の検証について

学期ごとに次の項目について検証し、次の学期に向けて取組内容や方法の見直しを行う。

①生徒アンケートによる意識調査の結果

②教育相談活動から聴取した状況の結果

③生徒状況の把握（欠席・遅刻・早退・不登校等の状況）

7. 重大事案への対処について

①全教職員への周知を行う。

②教育委員会との連携により、事案の報告を行うとともに適切な指示を仰ぐ。

③関係諸機関との綿密な連携の下で、必要な対応を依頼する。

④緊急保護者集会をもち、保護者への報告と今後の対処についての説明を行う。

⑤外部の問い合わせに対する教職員の対応の共通理解を図る。

いじめ事案を委員会へ報告する体制について

附則

この方針は、平成26年4月1日から施行する

（一部追加し平成29年5月1日から施行する）